

## 告 示

### 埼玉県告示第千八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和二年十月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号		
富士見	都市計画 区域名		
富士見市 ふじみ野 市 三芳町	市町村名		
区域区分 道路	都市計画の 種類及び名称		
令和二年十一月二日午後二時から	公聴会 期日及び時間		
ふじみ野市・ 三芳町環境セ ンター 三階研修室	場 所		
令和二年十月二日から令和二年十月十六日午後五時十五分まで	公述申出書 提出期間		
埼玉県都市整備部都市計画課、ふじみ野市都市政策部都市計画課	提出先		
令和二年十月二日から令和二年十月十六日まで	都市計画の構想 閲覧期間		
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越前市都市政策部、ふじみ野市都市政策部、富士見市まちづくり推進部、まちづくり推進課、三芳町都市計画課	閲覧場所		

## 公 述 申 出 書

令和2年10月2日付け埼玉県報に登載された富士見都市計画の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 2年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) 楷書で、横書きにしてください。